

別表 1 (第 2 条関係)

補助事業者	詳細
宿泊施設営業事業者	<p>以下のいずれかに該当する事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岐阜県内で、旅館業法に規定する「旅館・ホテル営業」「簡易宿所営業」の許可を受けた施設を 1 以上営む事業者 2 岐阜県内で、住宅宿泊事業法第 3 条の規定による届出のあった施設（民泊）を 1 以上営む事業者 <p>ただし、岐阜県内で店舗型性風俗特殊営業を行う施設は、対象外とする。</p>
観光施設営業事業者	<p>岐阜県内に「観光施設」（旅行者を受け入れていることが客観的に判断でき、入込客数を把握している施設）を 1 以上有し、岐阜県内旅行者のために施設を有料で提供している事業者</p>
土産物店営業事業者	<p>岐阜県内に「店舗」（土産物店であることが客観的に判断できる店舗）を 1 以上有し、岐阜県内旅行者に対して、岐阜県にちなんだ品物を販売している事業者</p>
体験事業者	<p>岐阜県内において、1 以上の「体験事業」（旅行者に体験事業を提供していることが客観的に判断できる事業）を岐阜県内旅行者に対して実施している事業者</p>